

JICA 環境社会配慮ガイドライン改定委員会提言と JICA 案との比較

項目	提言	JICA 案
構成	基本的事項、基本手続きと手続きの 3 部構成。	基本的事項と手続きの 2 部構成。内容の重複が無いよう整理した。
施行日	2004 年 4 月 1 日より施行し、2004 年度の要請案件から適用する。	提言の通り。
対象事業	開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクト。	開発調査、無償資金協力のための事前の調査、技術協力プロジェクト。 ただし、緊急を要する場合は適切に対応する。
環境社会配慮の項目	人口移動、地域経済、土地利用等の社会項目が加わった。	提言の通り。
審査諮問の対象	カテゴリAとカテゴリBを諮問の対象とする。	カテゴリAとカテゴリBは配慮の幅が広いことからAに近いと判断するカテゴリBを諮問の対象とした。
ステークホルダーとの協議	カテゴリAは、スコーピング時と概要検討時及び最終報告書案の3回、ステークホルダーと協議を行う。	提言の通り。
戦略的環境アセスメント	M/P と F/S で SEA の考え方を踏まえる。	F/S は事業レベルと判断されることから、M/P を対象に、SEA の考え方を反映させることとした。
事前調査段階のステークホルダー協議	事前調査段階において、ステークホルダーとの協議を行う。第 1 回スコーピングを行う。	事前調査段階において、情報公開を伴うステークホルダーとの協議は困難と判断。事前調査段階において、ステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行った上で予備的なスコーピングを行うこととした。
詳細設計調査	連携 D/D とそれ以外の D/D の手続きを共通のものとして記載。最終報告書を情報公開する。	連携 D/D は、JBIC のガイドラインで審査が終了していることから、連携 D/D とそれ以外の D/D を書き分けた。情報公開の対象は、入札に影響を及ぼさない概要版とした。
スクリーニング様式	含まれていない。	要請書付属資料を想定して、JBIC の様式を参考に作成した。